

【上海駐在員事務所】

「労働契約法実施条例」について

2008年9月18日、中国政府は「労働契約法実施条例」(以下「実施条例」)を公布しました。本条例は労働契約法(2008年1月1日に施行)の実施細則を定めたもので、今年5月に公表された原案に対して寄せられた意見を基に、条項の補充や修正が行なわれました。労働契約法との比較において、明確になった主な項目は以下の通りです。

【労働契約の解除及び終了について】

無固定期労働契約の解除及び労働契約の解除条件 (実施条例第18,19条)	労働契約法	無固定期限契約を解除できる条件についての規定なし。
	実施条例	無固定期限労働契約は終身雇用という意味ではないとすることを明示すると共に、従業員が労働契約を解除できる13項目(※1)と、雇用主が労働契約を解除できる14項目(※2)を具体的に規定。 ※1: 従業員が雇用主と協議のうえ合意した場合。 従業員が退職予定日の30日以上前に書面で雇用主に通知した場合。 雇用主が労働報酬を遅滞なく全額支給していなかった場合、など。 ※2: 雇用主が従業員と協議のうえ合意した場合。 従業員が試用期間中に採用条件に適合しないことが証明された場合。 従業員が雇用主の規則制度に著しく違反した場合、など。

【労働契約の解除及び終了時の補償金の支払について】

特定業務の完成までを期限とする労働契約終了時の経済補償金 (実施条例第22条)	労働契約法	固定期限の労働契約終了時に経済補償金の支払が必要とのみ規定。
	実施条例	特定業務の完成までを期限とする労働契約終了時にも経済補償金を支払う必要があるとの条項を規定。
労働災害による補償金 (実施条例第23条)	労働契約法	労働災害により労働契約を解除、終了する場合は、経済補償金を支払うとのみ規定。
	実施条例	労働災害による契約の終了の場合は、経済補償金のほか、労災保険規定に従い、労災医療補助金と障害者就業補助金を一括支給すると規定。
雇用主が労働契約法に違反した場合の賠償金 (実施条例第25条)	労働契約法	労働契約に違反した場合、経済補償金支払については触れておらず、雇用主が従業員に対し、賠償金(経済補償金の2倍)を支払う事が必要とのみ規定。
	実施条例	賠償金を支払った場合、さらに経済補償金を支払う必要がないことを規定。

【労務派遣による雇用等について】

労務派遣の規定に違反する場合の罰則 (実施条例第35条)	労働契約法	労務派遣企業のみに対し、法的責任を規定。
	実施条例	労務派遣規定に違反した場合、派遣先企業にも従業員一人当たり1,000元～5,000元の罰金を科す、または、従業員に損害を与えた場合、労務派遣企業と派遣先企業は連帯して賠償責任を負うと規定。

「実施条例原案」の段階に比べ「実施条例」は条項が少なくなり、総じて従業員に対する権利強化が図られたほか、労務派遣については派遣先企業に対する責任なども規定されています。

照会先: 法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京) 電話 03-5223-6672
(大阪) 電話 06-6268-6357